



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年5月24日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	牛 島 方 子	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

(株)水機テクノスは、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長は、同社に対し建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業停止命令を行った。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第5号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

(株)水機テクノス（本店：東京都）

4 停止期間

令和5年5月25日から令和6年2月24日まで（9カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2カ月以上9カ月以内